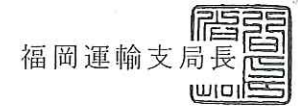


番号 00102 B

平成 30年 11月 21日



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
福岡 100 き 4467 車 名		平成 30年 11月 21日	平成 30年 11月	普通	貨物	事業用	バン [021]			
日野 車 台 番 号		[262]		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			
FW1AH-J05215 型 式		原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃 料 の 種 類	型式指定番号	類別区分番号			
2PG-FW1AHG		A09C		8.86 L	軽油					
使用者の氏名又は名称		株式会社アドバンス								
使用者の住所		福岡県糟屋郡須恵町須恵800-1							[40800 0471]	
使用の本拠の位置		***								
有効期間の満了する日		平成 31年 11月 20日	年 月 日							
備 考				<p>【本自動車検査証発行時における所有者情報】</p> <p>所有者の氏名又は名称 三菱オートリース株式会社</p> <p>所有者の住所 東京都港区芝5丁目34-7 [17758]</p> <p>-----</p> <p>[福岡], 新規登録</p> <p>自動車重量税額 ￥31,200 本則税率適用</p> <p>[29年度税制] 平成30年11月21日 新規登録 50%減税措置済み</p> <p>平成27年度燃費基準5%向上達成車</p> <p>使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。</p> <p>速度抑制装置付</p>						
				<p>平成28年騒音規制車, 騒音カテゴリ N3C1A</p> <p>近接排気騒音値 86dB, 測定回転数 1,275rpm</p> <p>(旧基準適用時測定回転数 1,275rpm)</p> <p>マフラー加速騒音規制適用車</p> <p>[その他検査事項] (920) 燃料タンク 2個 300L 200L</p> <p>オパシメータ測定</p> <p>以下余白</p>						

裏面もご覧下さい。



自動車取得税・自動車税申告書(報告書)

知事殿
次のとおり申告(報告)します。平成30年11月21日

申告区分
1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車)
8. その他 ()

取得原因
1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他 ()

課税区分
1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他 ()

自動車取得税
自動車税

登録番号
福岡 - 100 - 4467

運輸支局等 車種区分 かな 番号
01 乗用車 02.トラック(貨物) 03.トラック(貨客兼用車) 04.トラック(けん引車) 05.トラック(被けん引車) 06.バス(一般乗合用) 07.バス(その他()) 08.三輪小型 09.特種用途自動車() 10.その他()

登録(取得・変更・廃車等)年月日
年号 4 30 年 11 月 21 日

初度登録年月(初度検査年月)
年号 4 30 年 11 月

住所又は所在地
東京都港区芝5丁目34-7

(フリガナ)氏名又は名称
三菱オートリース株式会社

生年月日
年号 (1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成)

電話番号
03-5476-0204

用途
1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽
1. 営業用 2. 自家用

乗車定員 最大積載量 車両重量
2人 () 13,800 kg () 11,060 kg

原動機の型式 長さ 幅 高さ
A09C cm cm cm

車名(通称名) 型式
日野 2PG-FW1AHG

車両総重量 車台番号(下7桁で可) 類別区分番号
24,970 kg 105215

総排気量又は定格出力 ローター数 燃料の種類
8.86 kW 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()

住所又は所在地
東京都港区芝5丁目34-7

(フリガナ)氏名又は名称
三菱オートリース株式会社

生年月日
年号 (1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成)

電話番号
03-5476-0204

取得価額
車両本体(課税標準基準額) 付加物
1,852,000円

課税標準額
1,852,000円

税額
1,000 / 100 = 100円

主たる定置場 ※ ()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入
使用箇所所在地に同じ

車検有効期限
平成 3年 1月 20日

取得前の用途
1. 営業用 2. 自家用 3. その他 () 年

所有形態
1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他 ()

住所又は所在地
福岡県糟屋郡須恵町須恵800-1

(フリガナ)氏名又は名称
株式会社アドバンス

自動車取得税
記載要領12を参照

新車(新車)減税
記載要領13を参照

中古車特例 燃費 変速装置 構造 バリアフリー、ASV特例
AT・MT A・B・B1・B2

住所又は所在地
福岡市東区千早3丁目9-23

(フリガナ)氏名又は名称
行政書士 喜田 秀生

電話番号
092-682-1069

※下の欄には記入しないでください(職員記入)。

自動車税
自動車税 減免額・減免後の額

自動車税 減免額・減免後の額

自動車税 減免額・減免後の額

自動車税 減免額・減免後の額

取得税 減免額・減免後の額

自動車税 減免額・減免後の額

自動車税 減免額・減免後の額

自動車税 減免額・減免後の額

税額の合計
137,700円

納税済証
21.11.18

継続検査及び構造等変更検査用の納税証明として使用する場合は有効期限は、翌年度の5月30日です。(領収印のないものは無効)

文字はかき書で、ていねいに記入してください。

(備考)

- 自動車税は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者(買主)が納税義務者となります。
- 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。
- 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。

証明書
番号 第 8A7GQ4635 号


平成 30年 11月 19日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社



自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	FW1AH-105215	自動車の種別	普貨(営)超
保険期間	自平成30年11月21日 13時	使用の本拠の所在地	福岡県
	至平成31年12月21日 午前12時	保険料	¥42,360
住所及び約者氏の名	糟屋郡須恵町須恵8-00-1 アルバスエ2階	指定金融機関名	
	株式会社 アドバンス		
異動事項			
管轄店名及び所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 営業時間 平日9~17時 カスタマーセンター 0120-530-580 電話受付 9~20時(土日祝18時迄)	扱者印	九州自動車営業部福岡営業課 4412 九州日野自動車古賀支店 1202

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者*または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

* 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社へ届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社にご請求することができます。

(裏面もご覧ください)

証明書
番号 第 8A7GQ4635 号

自動車損害賠償
責任保険 保険料領収証

平成 30年 11月 19日

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	FW1AH-105215	保険料	¥42,360
管轄店所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 営業時間 平日9~17時 カスタマーセンター 0120-530-580 電話受付 9~20時(土日祝18時迄)	取扱店所在地	同上
保険期間	自平成30年11月21日 13時 至平成31年12月21日 午前12時		

契約者 株式会社 アドバンス

東京海上日動火災保険株式会社
上記保険料を領収いたしました。



扱者印

ご注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0710-0677-8330
車台番号	FW1AH-105215
車名	日野

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2018年11月19日発行
事務処理番号:007-61720<3 >



<<料金欄>>

シュレッターダスト料金	¥8,970
エアバッグ類料金	¥2,050
フロン類料金	¥1,950
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥13,100

※本券 (A券) は、車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目は、リサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合は、リサイクル料金の追加預託が必要です。

----- <使用済自動車引渡時、引取業者切離し> -----

[B券] 使用済自動車引取証明書

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0710-0677-8330
車台番号	FW1AH-105215
車名	日野
預託金額	¥13,100 (消費税込み)

※本券 (B券) は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際、同法第80条の規定に基づき、当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

引取日: 年 月 日

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

事業所名称

所在地

TEL

----- <受領証 (C券) 利用時切離し> -----

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0710-0677-8330
車台番号	FW1AH-105215
車名	日野

受領金額

¥290
(消費税込み)

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2018年11月19日発行

事務処理番号:007-61720<3 >

[D券] 料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	0710-0677-8330
車台番号	FW1AH-105215
車名	日野

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2018年11月19日発行

支払金額合計

¥13,390

シュレッターダスト料金	¥8,970
エアバッグ類料金	¥2,050
フロン類料金	¥1,950
情報管理料金	¥130
資金管理料金	¥290

アドバン